

令和6年度予算による

中小企業・小規模事業者支援策

「令和6年度予算」（令和6年3月28日成立）より、中小企業・小規模事業者を対象とした支援策をピックアップして、概要をご案内します。

なお、本情報は令和6年4月2日現在、各省庁のサイトで公表されている資料を基に作成しています。

その後の変更により最終的な施行内容と一致しない場合や、施行後に変更が行われる場合もございますので、最新情報もご確認ください。



目次

令和6年度予算による支援策 雇用支援編

- キャリアアップ助成金 6
- 人材開発支援助成金 7
- 両立支援等助成金 8
- 働き方改革推進支援助成金 9
- デジタル推進人材の育成・デジタルリテラシーの向上促進 9
- 特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース） 9
- 学び・学び直しの支援～教育訓練給付 10
- 業務改善助成金 10
- 産業雇用安定助成金 10

令和6年度予算による支援策 経営支援編

- 中小機構を通じた経営支援 11
- 日本公庫を通じた資金繰り支援 11
- 認定支援機関等を通じた経営支援 12
- 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech 事業） 12

令和6年度予算による支援策

雇用支援編

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下、有期雇用労働者等）の正社員化や処遇改善の取組を実施した事業主に対する助成金です。近年、非正規雇用対策・賃上げ対策の目玉として大型予算が充てられていますが、令和6年度は更に増額の1,106億円が組まれました。今年度の制度概要（中堅・中小・小規模事業者の場合）は次のとおりです。

■ 正社員化支援

コース名	内容	支給額(1人あたり)
正社員化コース	有期雇用労働者等を正社員化（勤務地限定・職務限定・短時間正社員を含む）	①有期→正規:80万円 ②無期→正規:40万円 ※6ヶ月ごとに2回支給した場合の合計額
障害者正社員化コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換	①有期→正規:90万円(120万円) ②有期→無期:45万円(60万円) ③無期→正規:45万円(60万円) ※()内は重度障害者・精神障害者の場合

正社員化コースには、以下の加算措置があります。

派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用	28.5万円
通常の正社員転換制度を新たに規定し転換	1事業所あたり 20万円
勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換	1事業所あたり 40万円
人材開発支援助成金の訓練修了後に正社員化	① 9.5万円 ② 4.75万円
※自発的職業能力開発訓練または定額制訓練の場合	① 11万円 ② 5.5万円
母子家庭の母等又は父子家庭の父	① 9.5万円 ② 4.75万円

■ 処遇改善支援

コース名	内容	支給額(1人あたり)
賃金規定等改定コース	有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用	①3%以上5%未満:5万円 ②5%以上:6.5万円
賃金規定等共通化コース	有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用	1事業所あたり 60万円
賞与・退職金制度導入コース	有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施	1事業所あたり 40万円
社会保険適用時処遇改善コース	短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、賃上げ、労働時間の延長等を実施	① 手当等支給:50万円 ② 労働時間延長:30万円 ③ 併用:50万円

賃金規定等改定コースと賞与・退職金制度導入コースには、以下の加算措置があります。

賃金規定等改定コース	「職務評価」の活用により実施	1事業所あたり 20万円
賞与・退職金制度導入コース	同時に導入した場合	1事業所あたり 16.8万円

問い合わせ先：都道府県労働局またはハローワーク